高齢者施設(入所施設)従事者等に対する頻回検査開始の御案内

検査対象者

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、 サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、 認知症対応型共同生活介護の職員で**無症状者**

- ・症状がある場合は、医療機関へ御相談の上、受診してください。
- ・該当施設内で日常的に勤務している職員(調理、清掃、警備等職種を問わず対象) ※ 入所者、入居者の家族、従事者の家族は対象外
- ・新規入所者等(施設入所予定の方、外泊等から戻ってくる入所者及び外部と接触する等で 施設が必要と認めた入所者)

検査実施期間

開始日 7月1日 終了日 9月30日

本事業に係る費用無料

事業事務局

千葉県抗原定性検査キット頻回検査事務局 (県が委託している業者:凸版印刷株式会社)

1 検査方法について

令和5年5月2日付け高第252号により配付した抗原定性検査キットで、原則として 週2回の検査を実施してください。

なお、検査については、別添1「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性 検査のガイドライン(令和4年10月19日)」及び「理解度確認テスト」を用いて研修を受 けた職員の管理下であれば、医療従事者不在時においても検査を行うことが可能です。

※各施設におかれましては、研修を受けた職員の名簿を作成し、管理してください。

2 検査結果について

検査を行った場合は、検査結果の報告が必要となります。検査結果の報告は、「検査結果報告用サイト」にて報告をしてください。

※検査結果登録サイト (PASS-CODE) https://kanri.chiba-antigentest.jp

3 検査結果が陽性の場合について

検査により陽性が疑われる場合(検査キットにより陽性反応があった場合)は、配置医師、協力医療機関等と連携の上、医師による確定診断を必ず受ける。

4 検査結果等の保管について

検査キットの使用実績、検査結果等については、<u>5年間(令和11年3月31日まで)施設</u>において、保管をお願いいたします。

【本事業に関すること】

千葉県抗原定性検査キット頻回検査事務局 (県が委託している業者:凸版印刷株式会社) (TEL) 0570-00-0015 (平日9時から18時まで)

千葉県 健康福祉部 高齢者福祉課 法人支援班 (TEL) 043-223-2593